

# 「補装具費支給制度・ 利用詳細ガイド」

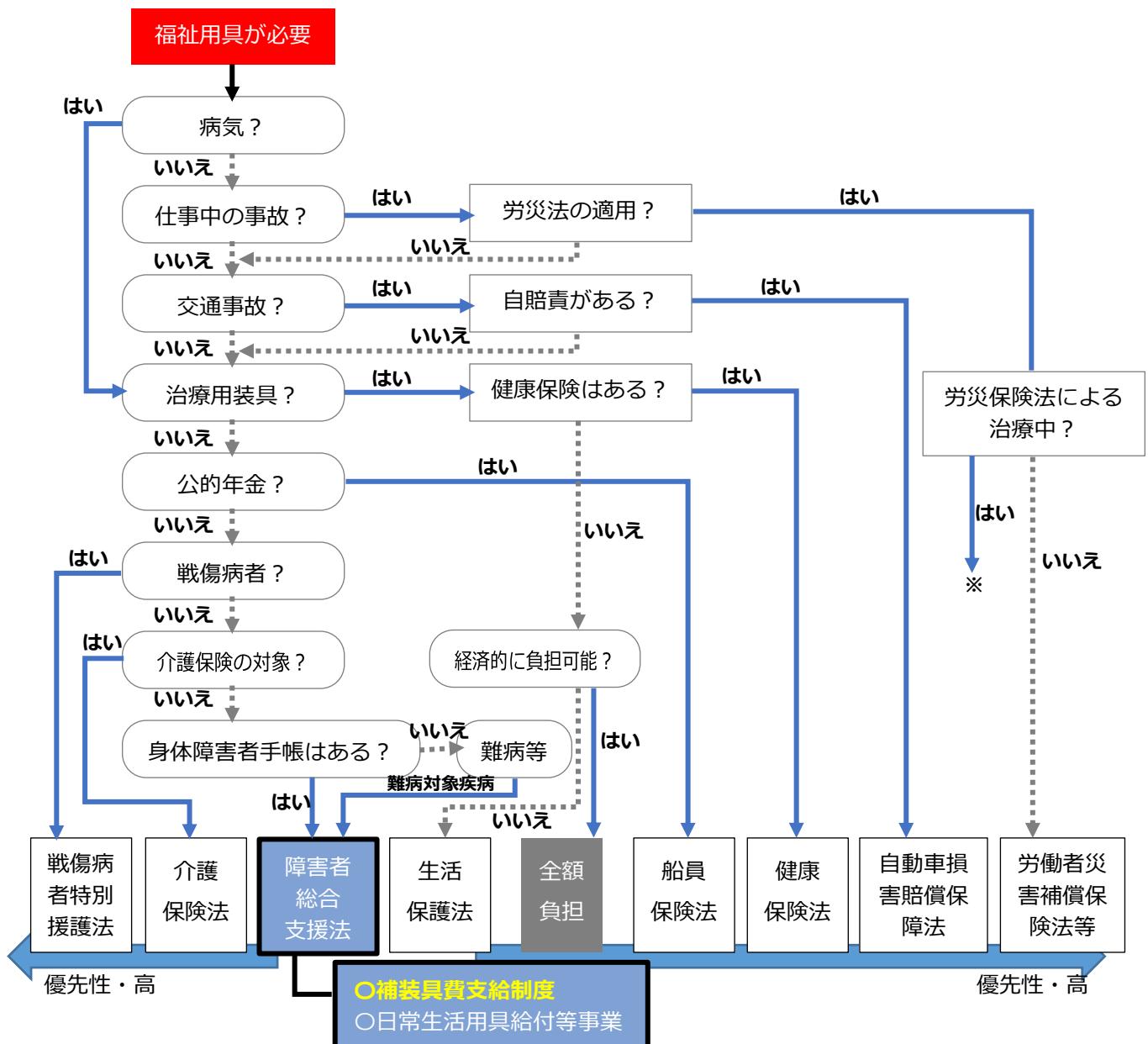


1. 「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？
2. 支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

# 1. 「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？

## ① 福祉用具の使用に使える制度としては、どのような制度があるのでしょうか？

補装具が必要となったとき、使える制度がいくつかありますが、制度の利用には優先性があります。下図のように、社会保険制度や社会福祉制度で優先して適用される制度があり、これらが適用されない場合、「補装具費支給制度」を利用できます。



※労災保険による車椅子の支給は、症状固定が前提であったが、H20.3.31より症状固定前療養中の場合であっても必要性(以下の要件)が認められれば車椅子の支給が可能。

・療養(補償)給付を受けている人（概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養をしている人は除く）で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合

・傷病(補償)年金の支給を受けている人で、その傷病の療養のために通院していて、義足及び下肢装具の使用が不可能である人

## ■制度によって支給可能な種目が異なります

制度によって支給可能な種目が限られていることがあります。

例えば、各種の健康保険による治療用装具では、義肢・装具の製作は可能ですが、車椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的ではないため製作ができません。

## ■難病患者の方も補装具費支給制度の利用が可能です

補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業など、「障害者総合支援法」では、身体障害者手帳を取得していないなくても、政令で規定された難病等の患者の方にも制度をご利用いただくことが可能です。

※対象疾病は、厚生労働省のホームページに記載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html)

## ■生活保護受給中の方で身体障害者手帳を取得している場合は「補装具費支給制度」の利用が可能です

生活保護受給中の方で治療用装具が必要な場合は、生活保護法による装具製作となります。介護保険の対象の場合には介護保険法が、また、身体障害者手帳を取得してい補装具が必要な場合には、障害者総合支援法での補装具費支給が可能です。

※介護保険で貸与される補装具は、車椅子、歩行器、歩行補助つえといった補装具と同様の品目が含まれており、これらは介護保険が優先されます。ただし、貸与されるのは既製品の中からの選択となることとなるため、医師や身体障害者更生相談所などが障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合には補装具費として支給される場合もあります。

## ■他の制度で交付された補装具の更新・修理は制度をまたいだ対応が可能です

自費購入や、障害者総合支援法以外の法律で交付された補装具の更新や修理は、その人にとって真に必要な補装具であるかの判断がされた上で、必要であれば補装具費支給制度での対応も可能です。

## ② 「補装具費支給制度」はどんな制度ですか？

『障害者総合支援法』では、自立支援給付のひとつとして、「障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの」として補装具費の支給を行っています。

### (1) 対象となる「補装具」とは？

では、補装具とは何をさすのでしょうか？

この制度では、『障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具』とされています。種目と種類は以下に挙げられるものとなっています。

対象種目などについては、p.8～に挙げていますので、参考にしてください。

### (2) 「支給制度」はどのように受けられる？

補装具の支給が申請者に必要と認められる場合に、補装具の購入、借受け、修理の費用を支給する制度です。

#### ① 対象要件があります

補装具費支給制度の対象者は、以下に該当し、補装具の購入、借受け、修理が必要な方が対象となります。

- 身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等
- 総合支援法の対象となる難病患者等(対象疾病については p.2 に参照データページを掲載)

#### ② 費用負担があることを認識しておきましょう

本制度では、原則給付内容の1割の自己負担があります。ただし、申請者の世帯の所得に応じて負担の上限額があります。

所得区分		負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

※ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には、補装具費の支給対象外となります。

※生活保護への移行防止措置があります。

### ③ 申請には必要な書類などの準備が必要です

申請に必要なものや書類の様式は、自治体により異なる場合があります。まずは、お住まいの市区町村のホームページなどに掲載されている申請方法を確認したり、窓口で相談してみましょう。

一般的に必要なものは、以下が挙げられます。

- 補装具費支給申請書
  - 補装具費支給意見書（支給の根拠となる書類で医師が記載するものです。）
  - 身体障害者手帳（難病患者等の場合は、特定医療費(指定難病)受給者証）
  - その他に本人確認書類などが必要です
- ※補装具事業者が申請者宛に作成した見積書等が必要な場合もあります

### ■ 医師の意見書

補装具の支給の根拠となるものとして、医師による意見書が必要です。意見書の様式は自治体によって異なる場合がありますので、自治体のホームページなどを確認いただくほか、窓口にお問合せ下さい。

### ④ 申請に基づく判定（要否判定）によって支給が決定します

補装具費支給の判定は、「身体障害者更生相談所の判定により市区町村が決定」する場合と、「医師の補装具費支給意見書により市区町村が決定」する場合があります。

身体障害者更生相談所の判定により 市区町村が決定		医師の補装具費支給意見書により 市区町村が決定
更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定	医師作成の補装具費支給意見書等により更生相談所が判定	<ul style="list-style-type: none"><li>・義眼</li><li>・眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡）</li><li>・コンタクトレンズ・弱視眼鏡</li><li>・車椅子（レディメイド）</li><li>・歩行器</li><li>・視覚障害者安全つえ</li><li>・歩行補助つえ</li></ul>
・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車椅子 ・特例補装具  の新規購入	・補聴器 ・車椅子（オーダーメイド） ・重度障害者用意思伝達装置  の新規購入	<p>上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師作成の補装具費支給意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合となります。 身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師作成の補装具費支給意見書の省略が可能です。</p>

### ■ 身体障害児の場合は支給意見書を省略することができます

身体障害児は、その保護者から支給意見書等の提出を受け、支給の判定を行いますが、身体障害者手帳によって補装具の購入や修理の必要性を確認できれば、支給意見書を省略することができる場合があります。

## ⑤ 製作された補装具が処方通りであるかを確認（適合判定）します

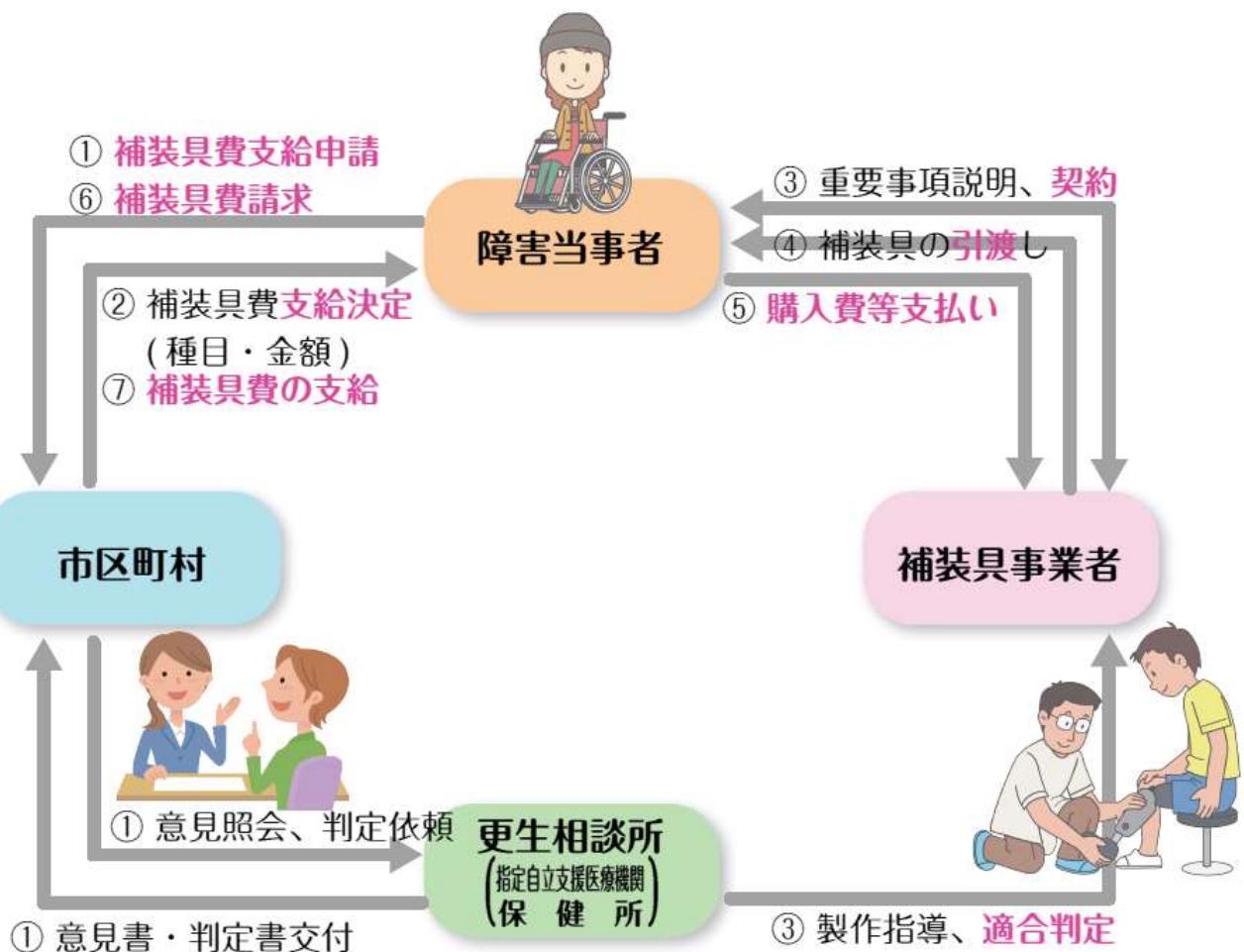
製作された補装具が意見書などに基づく処方通りにできているかを判定します。判定の結果、適合しないと認められた場合には、補装具事業者に対して改善の指示がされます。

## ⑥ 判定後に補装具費用が支給されます

自治体又は更生相談所の判定の結果、製作された補装具が申請者に納品され、支払いをした後、原則申請者の負担分（1割）を引いた額（②にあるように世帯の所得に応じて負担上限額があります）が支給されます。この場合を「償還払い」と言います。

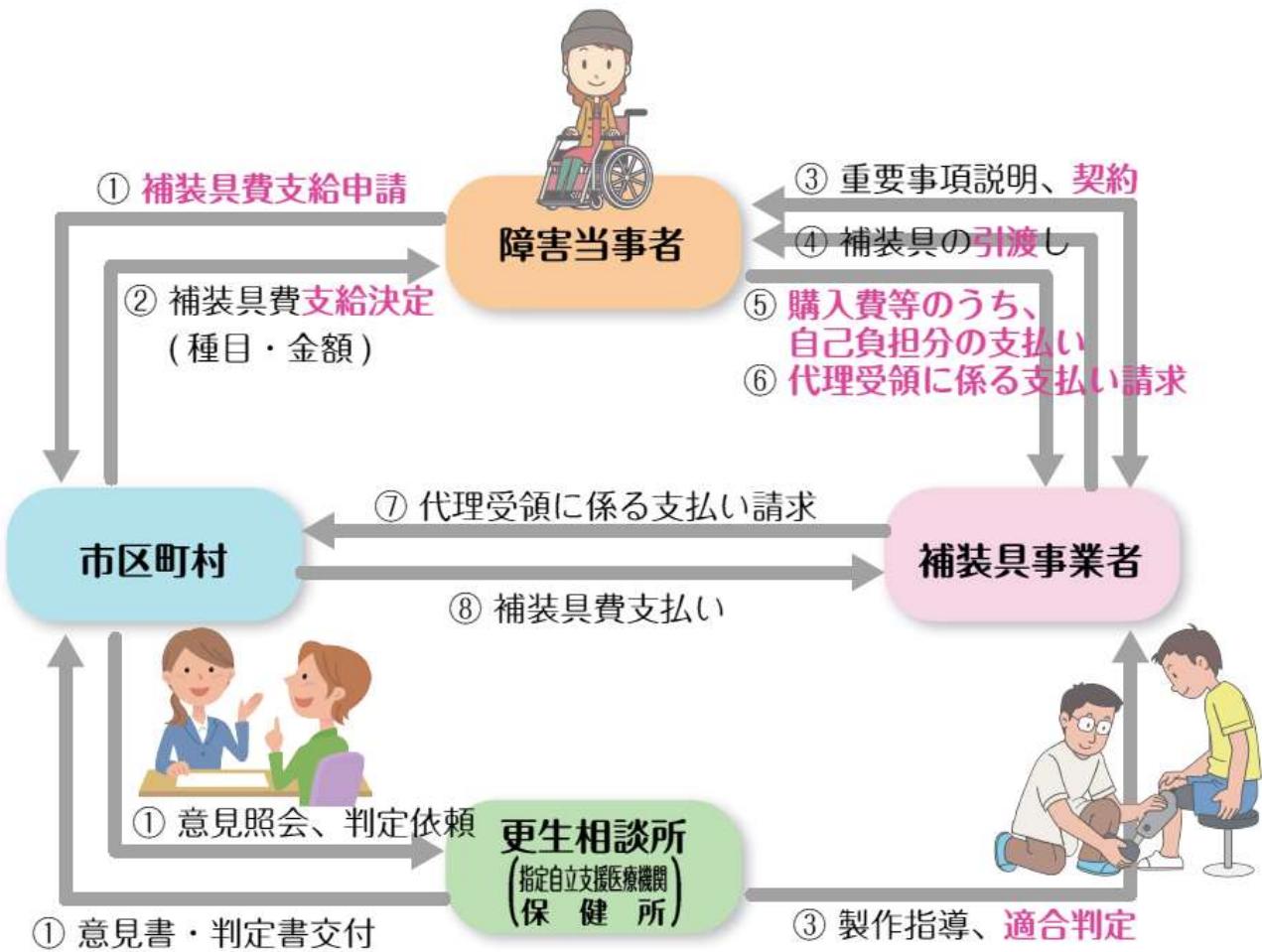
基本的には「償還払い」が原則ですが、利用者の利便を考慮し、申請者は自分の負担額のみを補装具事業者に支払い、残金は補装具事業者が自治体に請求する「代理受領」のシステムも利用が可能です。

### 支給の仕組み（償還払いの場合）



※一般的な流れであり、一部異なる場合があります。

## 支給の仕組み（代理受領の場合）



### ⑦ 「借受け」を受けられる場合もあります

補装具は、その人の身体状況に応じて適合したものを製作することが基本ですので、購入が原則です。

しかし、

- 身体の成長によって短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合
  - 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
  - 補装具の購入には複数の補装具の比較検討が必要であると認められる場合
- には、「借受け」が認められる場合があります。

### (3) 差額自己負担

補装具費の支給が、種目、名称、型式、基本構造などの要件を満たしても、申請者が希望するデザイン、素材などを選択することによって基準額を超える場合には、基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。ただし、差額の自己負担が認められるのは、あくまでもデザイン、素材などの嗜好に関わる部分です。

## (4) 補装具の支給数について

補装具の支給数は原則として、「1種目につき1個」です。

ただし、障害の状況などで職業上または教育上などで特に必要と認められる場合には、2個目の支給または2個分同時の支給を受けることのできる場合があります。必要な場合には、申請の際に窓口に相談してみましょう。

家用と外用で使い分けたい、汚れるから、予備としてなどでは2個支給は認められません。

## (5) 補装具支給を受けた後

補装具費支給制度では、修理、再支給についても申請ができます。

### ■修理

補装具の修理については、購入・借受けと同様の申請が必要です。ただし、直接必要な機能やデザイン・素材等の嗜好に関わる部分と判断されたものの修理は、差額自己負担を求めることがあります。

### ■再支給

補装具の種目や型式ごとに設定されている耐用年数（p.1～3 参照）を過ぎると、通常、補装具費の再支給が受けられます。（障害の状況変化で補装具が身体に適合しなくなった場合や著しい損傷等で修理不能な場合には耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数を過ぎても修理等で継続して使用が可能な場合には再支給の対象にはなりません）

再支給の時に前回と使用環境が異なる場合（就労・就学状況が変わったなど）には対象外となる場合もあります。再支給の際には、主治医や補装具事業者と相談しておきましょう。

## 2. 支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

### ① どんな「補装具」が支給の対象ですか？

#### (1) 補装具の種目、購入基準価格、耐用年数

補装具費支給の対象となる種目、購入基準価格、耐用年数は下表のとおりとなります。

##### ○ 購入基準価格

購入基準価格は、主材料、工作法または基本構造、付属品等によった場合の上限の価格として定められているものです。

##### ○ 耐用年数

通常の使用・装用によって修理不能となる予測年数として定められていますが、障害状況の変化や罹災など、本人の責めによらない事情によって修理不可能となった場合には、耐用年数内でも再支給が可能です。また、耐用年数を過ぎても修理により使用可能な場合は、再支給の対象ではなく、修理費の支給対象となります。

購入基準価格などは年度によって変わる場合がありますので、**厚生労働省のホームページなどでご確認ください。**参考として、令和3年度の種目一覧を以下に掲載しました。

##### 参考：令和3年度補装具種目一覧

(H18厚生労働省告示第528号、第12次改正 令和3年3月31日厚生労働省告示第145号)

種目	名称		R 3 購入基準	耐用 年数
義肢（注1、2）			462,000	1~5
装具（注1、2）			86,000	1~3
座位保持装置（注1）			388,000	3
視覚障害者安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	5
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	4
義眼	身体支持併用		3,800	4
	レディメイド		17,000	2
	オーダーメイド		82,500	
眼鏡	矯正用（注3）	6D未満	17,600	4
		6D以上 10D未満	20,200	
		10D以上 20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光用	前掛け式	21,500	
		掛けめがね式	30,000	

	コンタクトレンズ	15,400	4
弱視用	掛けめがね式	36,700	
	焦点調整式	17,900	
補聴器 (注4)	高度難聴用ポケット型	41,600	5
	高度難聴用耳かけ型	43,900	
	重度難聴用ポケット型	55,800	
	重度難聴用耳かけ型	67,300	
	耳あな型(レディメイド)	87,000	
	耳あな型(オーダーメイド)	137,000	
	骨導式ポケット型	70,100	
	骨導式眼鏡型	120,000	
車椅子	普通型	100,000	6
	リクライニング式普通型	120,000	
	ティルト式普通型	148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型	173,000	
	手動リフト式普通型	232,000	
	前方大車輪型	100,000	
	リクライニング式前方大車輪型	120,000	
	片手駆動型	117,000	
	リクライニング式片手駆動型	133,600	
	レバー駆動型	160,500	
	手押し型A	82,700	
	手押し型B	81,000	
	リクライニング式手押し型	114,000	
	ティルト式手押し型	128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型	153,000	
電動車椅子	普通型(4.5km/h)	314,000	6
	普通型(6.0km/h)	329,000	
	簡易型	A切替式	
		Bアシスト式	
	リクライニング式普通型	343,500	
	電動リクライニング式普通型	444,400	
	電動リフト式普通型	725,100	
	電動ティルト式普通型	582,600	
	電動リクライニング・ティルト式普通型	1,016,100	
	座位保持椅子(児のみ)	24,300	
起立保持具(児のみ)		27,400	3
		27,400	3
歩行器	六輪型	63,100	5
	四輪型(腰掛つき)	39,600	
	四輪型(腰掛けなし)	39,600	
	三輪型	34,000	
	二輪型	27,000	
	固定型	22,000	
	交互型	30,000	
頭部保持具(児のみ)		7,100	3
排便補助具(児のみ)		10,000	2

歩行補助 つえ	松葉づえ	木材	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
		軽金属	A 普通	4,000	
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ			8,700	4
	ロフストランド・クラッチ			8,700	
	多脚つえ			6,600	
	プラットフォーム杖			24,000	
意思伝達 装置重度 障害者用	文字等走査入力方式				5
	簡易なもの			143,000	
		簡易な環境制御機能が付加されたもの		191,000	
		高度な環境制御機能が付加されたもの		450,000	
		通信機能が付加されたもの		450,000	
	生体現象方式			450,000	
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理			30,000	-

注 1)義肢・装具・座位保持装置の基準額については、令和元年度交付実績(購入金額) 1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。令和元年度福祉行政報告例より。)

注 2)義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっている。

注 3)遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。

注 4)デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。

## ■特例補装具

種目には該当していても、基準に定められた名称や形式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給の対象にはなりません。

ただし、障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で費用の支給が必要な場合は、更生相談所の判定などに基づいて支給を受けることができる場合があります。これを「特例補装具」といいます。

## (2) 補装具費支給の対象とならない場合

以下の場合は、補装具支給の対象とはなりませんので、ご注意ください。

○治療やリハビリテーションのために使用される装具等（例えば、訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具、患部変形の矯正用装具など）は、医療保険による給付となることや、日常生活用ではないため対象とはなりません。

○他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度が優先されます。（1.「補装具費支給制度」は誰が、どんな場合に使う制度ですか？をご参照ください）

○一定の所得以上の世帯に属する場合（本人または世帯員のうち、市区町村民税所得割の最多納税額者の納税額が46万円以上の場合）は、支給対象外となります。